

環境基本計画を策定しました

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着し、都市・生活型公害、廃棄物の増大、地球温暖化など、皆さんの生活や通常の事業活動による新たな環境問題が生まれてきています。これらの問題を解決し、環境との調和を図りつつ持続的に発展する社会を築くためには、経済社会システムを見直し、環境にやさしいライフスタイルを創り出していかなければなりません。

安城市は、平成10年10月に『地球にやさしい環境都市宣言』を行い、「人と自然とが共生できる生活環境づくり」を基本的な方針として、環境にやさしいまちづくりを推進しています。今後さらに、環境保全活動の輪を全市的に広めていくため、市民総参加のもと、市全体として取り組むべき方向を示したのが、この環境基本計画です。

計画の目的

この計画は、安城市の環境の保全及び創造をめざしたさまざまな施策やその取り組みを、総合的かつ計画的に推進し、将来を展望した望ましい環境像を実現していくことを目的としています。

そして、現在から将来にわたって全市民が持続的に環境の恵みを受けられるよう、市民・事業者・市が良好なパートナーシップを築いて、計画を推進していきます。

計画の位置づけ

この計画は『安城市総合計画』を環境面から補完する計画として位置づけ、今後の環境政策の基本とするものです。このため、環境に関する個別計画・各種事業計画の策定、実施にあたっては、この計画との整合を図るものとします。

計画の期間

この計画は、2001年（平成13年）を初年次とし、2020年（平成32年）を目標年次とします。長期計画のため、施策などについては、5年をめぐに定期的な見直しを行うこととし、社会情勢の変化や科学技術の進歩などに適合した計画とします。

計画の対象地域及び対象範囲

◆対象地域

安城市全域とします。なお、環境問題は広域的に影響していることから、周辺地域の環境や地球環境も考慮します。

◆対象範囲

自然環境、生活環境、快適環境及び地球環境に関連する項目とします。

「安城市環境基本計画」は、市民・事業者・市が一体となって行動する計画です。

＝問い合わせ＝
環境安全課

リーフレットは
環境安全課に
あります

計画を推進していくための各主体の役割と責務

◆推進体制

◎市民の役割

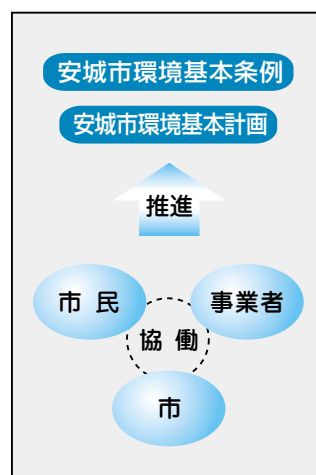
市民は、日常生活の中で環境への負荷の低減と、よりよい環境づくりに積極的に取り組むこととします。また、地域コミュニティを形成し、事業者や市との関係の強化をめざします。

◎事業者の役割

事業者は、事業活動において環境への負荷の低減を図るとともに、地域活動をととして周辺地域との交流を深め、よりよい環境づくりに積極的に取り組むこととします。

◎市の役割

市は、本計画を各種施策などの策定及び実施に際しての基本的な方針とし、この計画に掲げた目標や施策の実現をめざします。また、市民・事業者・民間団体の環境保全への取り組みを促すため、積極的な啓発活動に努めるとともに、率先して環境保全活動を行います。



スローガン

地球にやさしい環境先進都市をめざして

望ましい環境像

共生

かがやく水の恵みをうけて、花と緑のあふれるまち

循環

健康で快適なくらしを未来に引き継ぐまち

地球環境

自ら進んで地球環境を守るまち

協働

みんなが参加し、考え、行動するまち

環境目標

基本的な施策

1 田園景観の継承

- ◆田園景観の保全
- ◆農村環境整備と市街地との交流の促進

2 心地よい都市景観の創出

- ◆美しい街なみの創造
- ◆気軽に歩ける道及びその周辺の整備
- ◆環境に配慮した中心市街地の整備

3 身近な緑の保全と創出

- ◆公園や広場などの市民が憩う場の整備
- ◆緑が身近に感じられる場の創出
- ◆市域に残された河畔林や社寺林、公園などを拠点とした緑のネットワーク化の推進
- ◆社寺の古木などの緑の保全

4 多様な動植物と共生する水辺環境の創出

- ◆動植物に配慮した水辺環境の保全と改善
- ◆市民が親しむことのできる水辺の整備

5 歴史的・文化的環境資源の保全と継承

- ◆伝統的文化の継承と歴史的・文化的環境資源の保存
- ◆歴史・文化施設整備の充実とその活用促進

6 河川・湖沼の水質浄化

- ◆油ヶ淵の浄化対策の推進
- ◆河川浄化施設の整備などの推進
- ◆生活排水対策推進などによる公共用水域の水質浄化

7 道路交通環境対策の推進

- ◆沿道の騒音・振動対策の推進
- ◆自動車使用頻度などの削減による環境負荷の軽減
- ◆道路交通騒音や振動に対する調査の実施

8 良好な生活環境の保全

- ◆大気汚染と悪臭発生の防止
- ◆土壌汚染と地盤沈下の防止
- ◆有害化学物質などの管理徹底
- ◆浸水・洪水対策の実施

9 環境配慮型ライフスタイルの推進

- ◆グリーン購入の推進
- ◆リデュース（ごみの発生抑制）の促進
- ◆リユース・リサイクルの推進
- ◆ごみの適正な処理の徹底

10 環境保全型農業の推進

- ◆環境保全型農業の推進
- ◆環境保全型農法で生産された農産物のブランド化

11 地球温暖化防止対策の推進

- ◆エネルギー消費量の削減
- ◆新エネルギー・未利用エネルギーの積極活用促進

12 地球環境保全に貢献

- ◆環境配慮型公共工事の推進
- ◆オゾン層の保護など、地球規模の環境問題に対する取り組み

13 市民・事業者・市のパートナーシップの形成

- ◆良好なパートナーシップの形成
- ◆市域を越えた広域的連携の強化

14 環境情報の共有化

- ◆環境問題に関する意識啓発の推進
- ◆それぞれの主体間における環境情報交換の活性化

15 環境教育・学習の推進

- ◆環境学習拠点などの整備
- ◆環境学習の積極的推進